告示

○法務省告示第三百八十九号

東京都青梅市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年七月二十七日

法務大臣　上川　陽子

東京都青梅市吹上二百六十一番地イ号

髙山　龍吉

○法務省告示第三百九十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリア首都特別地域において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年七月二十七日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　アンソニー・リチャード・ヘイグ

生年月日　千九百七十三年十一月七日

○法務省告示第三百九十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国イリノイ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年七月二十七日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ドゥーヨン・カン

生年月日　千九百六十九年五月十七日

○法務省告示第三百九十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアビクトリア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年七月二十七日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　ヒュー・ルーファス・ワトキンズ

生年月日　千九百八十五年九月七日

○法務省告示第三百九十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十七年七月二十七日

法務大臣　上川　陽子

氏　名　マシュー・ジェームス・バブ

生年月日　千九百七十一年十二月二十日

○法務省告示第三百九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十七日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表株式会社トーコー技研の項及びカツシロマテックス株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

アイテック株式会社	群馬県太田市西新町百三十五番七号	機械加工
株式会社駒ヶ根電化	長野県駒ヶ根市飯坂二丁目五番十号	めっき
株式会社門倉剪断工業	福岡県鞍手郡鞍手町大字木月二千三十七番地の四	鉄工

第二号ハの表株式会社福実の項中「とび」の下に「、型枠施工」を加え、同表に次のように加える。

株式会社トーコー技研	栃木県足利市有楽町八百四十六番地	金属プレス加工
カツシロマテックス株式会社	京都府八幡市川口東頭九番地の一	溶接
株式会社大久保鉄筋工業	佐賀県小城市三日月町織島千五十八番地一	鉄筋施工

○法務省告示第三百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十七日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社矢橋工務店	茨城県那珂市額田南郷二千二百八十五番地の四	型枠施工

○法務省告示第三百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十七日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社テクノプレニードヒダ	岐阜県加茂郡川辺町比久見四百四十五番地の六	工業包装
愛宕自動車工業株式会社	大分県中津市大字犬丸二千四百七十三番地	塗装

○法務省告示第三百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百七十六号の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十七日

法務大臣　上川　陽子

第二号中「平成二十四年十月十七日」を「平成二十七年十月十七日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年十月十七日から施行する。

○厚生労働省告示第三百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号に次の一目を加える。

⑮　ロキソプロフェン（外用剤に限る。）

○農林水産省告示第千八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市長沢町彦四郎三の一八、九の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市花沢町桜平六の一〇から六の一三まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅